

認定の有効期間のおおむね半数を超えて利用する短期入所について

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり「短期入所サービスを利用する日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない*」とされていますが、個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、特に必要と認められる場合には、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることも可能です。

春日市では、居宅サービス計画に認定の有効期間のおおむね半数を超えて利用する短期入所を位置付ける場合には、事前に保険者である春日市に対して、当該事由の届け出を行うこととしています。

※「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第21項

(1) 提出時期

認定有効期間	認定有効期間中の短期入所累積日数	提出時期の目安
6か月	91日以上	利用日数が <u>60日</u> を超えたとき
1年	184日以上	利用日数が <u>120日</u> を超えたとき
2年	366日以上	利用日数が <u>300日</u> を超えたとき
3年	547日以上	利用日数が <u>480日</u> を超えたとき
4年	731日以上	利用日数が <u>670日</u> を超えたとき

(留意点)

- ・ 複数の事業所で短期入所サービスを利用する場合は、利用日数を合算してください。
- ・ 「新型コロナウイルスに係る要介護認定の取り扱い」により、認定有効期間が延長された場合には、前回の有効期間に延長された期間を合算し、提出の要否を判断してください。
- ・ 提出の判断に迷う場合は、電話等により御相談ください。

(2) 提出書類

- ① 居宅サービス計画作成に係る届出書
- ② 別表1
- ③ 居宅サービス計画書（ケアプラン）第1表～第3表
- ④ サービス担当者会議の要点 第4表
- ⑤ フェースシート
- ⑥ アセスメントシート

※ 提出書類（居宅サービス計画書等）には、適切な評価を行なっていることが確認できるよう、以下の内容も含めて記録してください。

ア 本人の状況について

- ・ 生活への支障が出て、要介護状態となった経過等。
- ・ 高齢者日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度、ADL、IADL、認知症に関する状況等。
- ・ 短期入所サービスを利用しなければならない必要性。

イ 家族の状況について

- ・ 家族構成、主介護者やキーパーソンの意向、家族や親族が在宅で日常的に援助することが出来ない状況等。